

## 「長野市空き家管理事業者登録・紹介制度」を創設します

人口減少や高齢化などを背景として、市内の空き家は増加傾向にあります。

本市が実施した空家等所有者への意向調査やまちづくりアンケート結果では、所有者の多くが、現状のまま管理することを考えてはいるものの、「遠方に居住」していたり、「年齢・体力的」な問題で十分に管理できず、相談窓口を求めています。

また、周辺住民の多くは空き家の増加に伴い、「生活環境の悪化」や「防火・防犯の不安」を抱えています。

これらの課題を解決するため、空き家を管理できる事業者を市が登録し、管理を希望される所有者に対し、事業者情報を提供する仕組みを構築するとともに、空き家所有者同意のもと空き家管理情報を、長野市と地元自治会との間で共有することで、緊急時に空き家管理者に連絡できる体制の整備を図るため、「長野市空き家管理事業者登録・紹介制度」を創設します。

ご不明な点等がございましたら、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 長野市空き家管理事業者登録・紹介制度の内容

##### 仕組1 事業者の登録と紹介

- 一定の水準を満たす空き家管理事業者の登録
  - ・市内に事業所がある
  - ・管理内容の広報や報告ができる など
- 空き家所有者に対し、登録した空き家管理事業者情報の紹介
  - ・ホームページ等で紹介

##### 仕組2 空き家管理情報の共有

- 空き家所有者同意のもと、管理情報を長野市と地元自治会との間で共有
  - ・管理者情報（所有者自身又は管理事業者）
  - ・管理内容（外観調査・草刈など）
  - ・管理者等の緊急連絡先
- 自治会から所有者等（管理者または長野市）に対する緊急連絡体制の確保
  - ・建物の破損
  - ・落書き・不法投棄など

#### 2 制度の開始

平成30年3月1日から

#### 制度の問い合わせ先

長野市建設部建築指導課空き家対策室

電話026-224-8901      ファクシミリ 026-224-5124

Eメールアドレス shidou@city.nagano.lg.jp

## 空き家管理事業者の募集を開始します

空き家管理にお困りの所有者に対し、専門の管理事業者を紹介するため、市に登録を希望される市内の空き家管理事業者を募集します。

### 1 登録できる管理事業者の要件

下記の要件を全て満たす事業者

- 本市に主たる事業所を有する管理事業者又は自治組織等
- 構成員に暴力団員がないこと
- 自らが行う空き家管理業務について、パンフレット又はホームページ等で広報を行うことができること
- 空き家の管理業務を行い、その業務の報告を空き家の所有者へ行うことができること
- 業務として家財の処分を行う事業者にあつては、一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可または古物営業法の規定による許可を受けている者（古物商の許可のみを受けている者は、一般廃棄物の収集および運搬に係る許可を受けている者と委託契約を締結している者）
- 下記2のいずれかの空き家の管理業務を行うことができること

### 2 空き家管理業務について

外観調査、家屋の通風、水道の通水、敷地内・家屋の清掃、雨漏りの確認、庭木のせん定、除草、家財の処分など

（上記管理業務の他、害虫駆除や郵便物の整理送など、空き家管理に必要な業務を行う場合は、ご提案ください。）

### 3 空き家管理事業者の登録について

3月1日（木）から登録に向け、事業者の募集を開始します。内容については、市のホームページでご確認いただき、所定の登録申請書に必要事項を記入し、必要な書類を添えて直接、建築指導課空き家対策室に申請してください。

※事業者要件がなくなった場合や所有者に対して虚偽や悪質な勧誘を行ったなどの場合は、登録を抹消する場合がありますのでご注意ください。

### 4 登録管理事業者の紹介について

ホームページ等を通じて空き家所有者等からの要望に応じ、空き家管理業務の内容や営業区域から事業者を抽出して紹介いたします。

### 5 空き家管理業務内容に係る協議等について

空き家管理業務の内容、料金その他必要な事項については、登録管理事業者と空き家所有者との双方で協議し、決定してください。

なお、協議や決定について、本市は一切関与しません。

### 空き家管理事業者募集の問い合わせ先

長野市建設部建築指導課空き家対策室

電話026-224-8901      ファクシミリ 026-224-5124

Eメールアドレス shidou@city.nagano.lg.jp